

公立大学法人横浜市立大学 YCU 留学サポート奨学金要綱

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 2 月 9 日

(目的)

第1条 この要綱は、留学する学生を経済的に支援するために奨学金を給付し、横浜市立大学の国際化を推進することを目的とする。

(資金)

第2条 前条の奨学金は、横浜市立大学基金の寄附金をもって資金とする。

(資格)

第3条 奨学金を給付する対象学生は、公立大学法人横浜市立大学交流協定大学等への学生派遣実施要綱（以下「学生派遣実施要綱」という。）に定める学生海外派遣プログラムのセメスター留学（長期）による派遣学生のうち、国際交流委員会が特に優秀な学生と認めた者とする。

(給付額)

第4条 奨学金の給付額は1人あたり年額1,000,000円を上限とし、留学にかかる費用を超えない額とする。

(申請)

第5条 YCU 留学サポート奨学金に申請しようとする学生は、理事長に YCU 留学サポート奨学金申請書（様式1）を提出しなければならない。

(給付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、第3条の規定に基づき、別に定める規程により設置される国際交流委員会からの推薦に基づき受給者を決定し、奨学金給付結果通知書（第2号様式）により、申請者に結果を通知する。

2 奨学金の給付の決定を受けた者は、YCU 留学サポート奨学金振込申請書（第3号様式）により、理事長が指定する日までに奨学金の振込先口座を申請しなければならない。なお、指定する日までに申請がないときは、辞退したものとみなす。

3 理事長は、前項による指定口座に奨学金を振り込むものとする。

4 奨学金の給付の決定を受けた者は、YCU 留学サポート奨学金の受給にかかる YCU 留学サポート奨学金誓約書（第4号様式）を理事長が指定する日までに提出するものとする。なお、指定する日までに提出されないときは、辞退したものとみなす。

5 奨学金の給付の決定を受けた者が辞退する場合は、YCU 留学サポート奨学金受給辞退届（第5号様式）により、速やかに届け出るものとする。

(給付の取消)

第7条 理事長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、YCU 留学サポート奨学金給付取消通知書（第6号様式）により通知し、奨学金の給付を取り消すこととする。

- (1) 受給者としての報告義務を果たさないとき
- (2) 正当な理由のない多欠席や著しい成績不振等、留学先での学業成業の見込みが

立たないとき

- (3) 本学又は留学先で退学又は停学の処分を受けたとき
- (4) 本学又は留学先で学則による懲戒処分を受けたとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長が適当でないと認めたとき

(奨学金の返還)

第8条 前条により奨学金の給付取消を受けた者は、給付された奨学金の一部又は全額を返還しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

YCU 留学サポート奨学金申請書

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

私は、YCU 留学サポート奨学金の給付を受けたいので、申請します。

なお、YCU 留学サポート奨学金要綱に基づき通知される給付結果通知に従います。

(所 属)

学部

学科

(学籍番号)

(ふりがな)

(氏 名)

YCU 留学サポート奨学金要綱（抜粋）

（資格）

第3条 奨学金を給付する対象学生は、公立大学法人横浜市立大学交流協定大学等への学生派遣実施要綱（以下「学生派遣実施要綱」という。）に定める学生海外派遣プログラムのセメスター留学（長期）による派遣学生のうち、国際交流委員会が特に優秀な学生と認めた者とする。

（給付額）

第4条 奨学金の給付額は1人あたり年額1,000,000円を上限とし、留学にかかる費用を超えない額とする。

（申請）

第5条 YCU 留学サポート奨学金に申請しようとする学生は、理事長に YCU 留学サポート奨学金申請書（様式1）を提出しなければならない。

(第2号様式)

第 号
年 月 日

YCU 留学サポート奨学金給付結果通知書

(所 属) 学部 学科
(学籍番号)
(氏 名) 様

公立大学法人横浜市立大学理事長

年度 YCU 留学サポート奨学金の給付結果について、次のとおり、通知します。
(該当する項目を囲み、もう一方を二線抹消する)

貴方は給付対象者となりました

貴方は給付対象者から外れました

※ 給付対象者の方は、YCU 留学サポート奨学金振込申請書（第3号様式）及び YCU 留学サポート奨学金の受給にかかる誓約書（第4号様式）を
年 月 日までに提出してください。

YCU 留学サポート奨学金要綱（抜粋）

（給付の決定）

- 第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、第3条の規定に基づき、別に定める規程により設置される国際交流委員会からの推薦に基づき受給者を決定し、奨学金給付結果通知書（第2号様式）により、申請者に結果を通知する。
- 2 奨学金の給付の決定を受けた者は、YCU 留学サポート奨学金振込申請書（第3号様式）により、理事長が指定する日までに奨学金の振込先口座を申請しなければならない。なお、指定する日までに申請がないときは、辞退したものとみなす。
- 3 理事長は、前項による指定口座に奨学金を振り込むものとする。
- 4 奨学金の給付の決定を受けた者は、YCU 留学サポート奨学金の受給にかかる YCU 留学サポート奨学金誓約書（第4号様式）を理事長が指定する日までに提出するものとする。なお、指定する日までに提出されないときは、辞退したものとみなす。
- 5 奨学金の給付の決定を受けた者が辞退する場合は、YCU 留学サポート奨学金受給辞退届（第5号様式）により、速やかに届け出るものとする。

(第3号様式)

年 月 日

YCU 留学サポート奨学金振込申請書

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

(所 属) 学部 学科
(学籍番号) (氏名)
(電話番号)

私は、 年度 YCU 留学サポート奨学金の給付対象者の決定通知を受けましたので、奨学金を下記口座に振り込んでいただくようお願いいたします。

【振込先口座】

(フリガナ) 金融機関	銀行	支店 出張所	普通預金口座
銀行コード		支店番号	
(フリガナ) 口座名義人		口座番号	

*ゆうちょ銀行は利用できません。また、口座名義人はやむを得ない事情を除き、本人に限ります。

ご記入いただいた情報は、奨学金給付のために利用され、その他の目的には利用されません。

YCU 留学サポート奨学金要綱（抜粋）

（給付の決定）

- 第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、第3条の規定に基づき、別に定める規程により設置される国際交流委員会からの推薦に基づき受給者を決定し、奨学金給付結果通知書（第2号様式）により、申請者に結果を通知する。
- 2 奨学金の給付の決定を受けた者は、YCU 留学サポート奨学金振込申請書（第3号様式）により、理事長が指定する日までに奨学金の振込先口座を申請しなければならない。なお、指定する日までに申請がないときは、辞退したものとみなす。
- 3 理事長は、前項による指定口座に奨学金を振り込むものとする。
- 4 奨学金の給付の決定を受けた者は、YCU 留学サポート奨学金の受給にかかる YCU 留学サポート奨学金誓約書（第4号様式）を理事長が指定する日までに提出するものとする。なお、指定する日までに提出されないときは、辞退したものとみなす。
- 5 奨学金の給付の決定を受けた者が辞退する場合は、YCU 留学サポート奨学金受給辞退届（第5号様式）により、速やかに届け出るものとする。

(第4号様式)

年 月 日

YCU 留学サポート奨学金の受給にかかる誓約書

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

私は、 年度 YCU 留学サポート奨学金の給付対象者の決定通知を受けましたが、YCU 留学サポート奨学金要綱第7条に定める事項により給付の取消を受けた場合には、給付された奨学金を全額返還することを誓約します。

【奨学金受給者本人】

所 属 _____ 学部 _____ 学科 _____
学籍番号 _____ 氏 名 _____
電話番号 _____

上記奨学金受給者が、給付の取消を受け、給付された奨学金を全額返還することにつき、受給者本人と連帯して保証します。

【保証人（両親又はそれに代わるべき者）】

住 所 _____

氏 名 _____ 本人との関係 _____
電話番号 _____

YCU 留学サポート奨学金要綱（抜粋）

第7条 理事長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、YCU 留学サポート奨学金給付取消通知書（第6号様式）により通知し、奨学金の給付を取り消すこととする。

- (1) 受給者としての報告義務を果たさないとき
- (2) 正当な理由のない多欠席や著しい成績不振等、留学先での学業成績の見込みが立たないとき
- (3) 転学、本学又は留学先で退学又は停学の処分を受けたとき
- (4) 本学又は留学先で学則による懲戒処分を受けたとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長が適当でないと認めたとき

（奨学金の返還）

第8条 前条により奨学金の給付取消を受けた者は、給付された奨学金の一部又は全額を返還しなければならない。

※この誓約書にご記入いただいた個人情報については、他の目的に使用しません。

(第5号様式)

年 月 日

YCU 留学サポート奨学金受給辞退届

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

私は一身上の都合により、 年度 YCU 留学サポート奨学金の受給を辞退した
く、ここに届け出ます。

所 属 _____ 学部 _____ 学科 _____

学籍番号 _____ 氏 名 _____

電話番号 _____

(第6号様式)

第 号
年 月 日

YCU 留学サポート奨学金給付取消通知書

(所属) 学部 学科
(学籍番号)
(氏名) 様

公立大学法人横浜市立大学理事長

下記の理由により、あなたへの YCU 留学サポート奨学金の給付を取り消しましたので、通知します。

つきましては、下記の大学所定の口座に、下記期限までに受給した YCU 留学サポート奨学金を返還してください。

YCU 留学サポート 奨学金返還額	円
返還期限	平成 年 月 日
理由	
振込先	

YCU 留学サポート奨学金要綱（抜粋）

第7条 理事長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、YCU 留学サポート奨学金給付取消通知書（第6号様式）により通知し、奨学金の給付を取り消すこととする。

- （1）受給者としての報告義務を果たさないとき
- （2）正当な理由のない多欠席や著しい成績不振等、留学先での学業成業の見込みが立たないとき
- （3）転学、本学又は留学先で退学又は停学の処分を受けたとき
- （4）本学又は留学先で学則による懲戒処分を受けたとき
- （5）前各号に定めるもののほか、理事長が適当でないと認めたとき

（奨学金の返還）

第8条 前条により奨学金の給付取消を受けた者は、給付された奨学金の一部又は全額を返還しなければならない。